

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
スマートシティ戦略部 地域戦略・特区推進課	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 590 1270 821"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>神奈川県</td> <td>令和2年11月17日</td> <td>28,870円</td> <td>令和2年12月21日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>神奈川県</td> <td>令和2年11月17日</td> <td>29,170円</td> <td>令和2年12月21日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	神奈川県	令和2年11月17日	28,870円	令和2年12月21日	B	神奈川県	令和2年11月17日	29,170円	令和2年12月21日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b>                      (概算払)                      第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。                      一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (概算払の精算)                      第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所属職員に対し、余裕を持った管外出張の手続と旅行後の適切な精算処理について周知し、注意喚起を行った。</p> <p>また、管外出張の処理状況を管理する一覧表を作成し未精算案件の確認を徹底することで、事務処理に遺漏のないよう対応することとした。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日														
A	神奈川県	令和2年11月17日	28,870円	令和2年12月21日														
B	神奈川県	令和2年11月17日	29,170円	令和2年12月21日														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月28日）